

第19回総会議事録

(令和4年1月25日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第19回総会議事録

- 1 日時及び場所
令和4年1月25日(火) 午後2時00分開会 午後3時43分閉会
戸塚区役所 8階大会議室A B
- 2 出席及び欠席委員の氏名
委員総数 25名 出席委員 24名
(農業委員13名、農地利用最適化推進委員11名)
別添出欠状況表のとおり
- 3 議案の題目
別添「議決事件及び審議結果」のとおり
- 4 動議及びその提出者の氏名
なし
- 5 議事の要領
開会 午後2時00分

※農業委員会会議規則により北村会長が議長になる。

※事務局より出席委員数報告

- 議長 第19回の総会にお集まりいただきありがとうございます。事務局から報告がありましたとおり、現在出席委員数は24名です。よって総会は成立しておりますので、ただいまより第19回総会を開会いたします。議事録署名人は、青木司光委員と安西健一委員にお願いします。
- 議長 それでは議題に入らせていただきます。第1号議案『農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について』を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局<第1号議案第15号を朗読>
- 高橋功委員 上瀬谷小学校から南に約450mの農用地1筆外7筆計8筆5団地です。譲受人が経営規模拡大のため購入するものです。譲受人の肥培管理良好です。ご審議をお願いします。
- 議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。
第1号議案第15号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
(総員挙手)
- 議長 総員挙手と認め、第1号議案第15号については、許可と決定します。
- 議長 次に、第2号議案『農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定に

ついて』を審議します。第2号議案第16号は、第3号議案『農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について』の第38号と関連があるため、第3号議案を先に審議することとします。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第3号議案第38号を朗読>

○高橋功委員 県立瀬谷西高等学校から東に約310mの調整白地1筆です。昭和58年ごろから住宅の敷地となっており、現在に至ります。農地性はありません。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第3号議案第38号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第3号議案第38号については、承認と決定します。

○議長 次に第2号議案第16号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第2号議案第16号を朗読>立地基準については、第3種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、残高証明にて資力があることを確認しています。調整が必要な他法令はありません。

○高橋功委員 県立瀬谷西高等学校から東に約340mの調整白地1筆です。譲受人が駐車場に整備し、運営事業者が月極及び時間貸し駐車場を運営するものです。申請地の東側は宅地、西側及び南側は道路及び宅地、北側は畑です。周囲は北側及び東側をコンクリートブロックの2段積みとし、場内は碎石敷きとします。雨水は自然浸透で処理します。周囲の農地に支障はありません。ご審議をお願いします。

○根本推進委員 先に非農地証明を受け、その後転用するということですが、非農地の価格で売買されているのか、畑の価格で売買されているのか、分からないのでしょうか。これが前例となって農地法違反で違うものを建てて、その時に非農地にして高く売るという方法になりかねないと思うのですが。

○高橋功委員 非農地証明後の価格については分かりません。

◆事務局 どのような評価になっているかはこちらでも確認しておりませんが、非農地を受けている筆と合わせて所有権を移転するので、土地の金額も合わせた金額となっています。

○根本推進委員 気になるのは、農地を取得して何かを建てた後に非農地証明を取得して売買をしてしまうと価値が上がってしまうというのは、おかしい話かと思えます。

◆事務局 違反と分かって通知を出すなど指導をしている土地は、非農地になりません。現在進行形で違反指導がされているものに関しては、対象にならないので、例えば、非農地証明を出すために無許可で転用しても、パトロール等で指導したら、非農地にはなりません。何らかの理由で手続きがされないままに、非農地状態で使用されており、要件に該当したので、非農地証明を出すということです。

○議長 ほかにご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第2号議案第16号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第2号議案第16号については、許可相当と決定します。

- 議長 次に第2号議案第17号を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局<第2号議案第17号を朗読>立地基準については、第3種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、残高証明にて資力があることを確認しています。調整が必要な他法令はありません。
- 北村委員 影取北公園から南に約150mの農振白地1筆です。譲受人が土地を購入し、駐車場及び資材置場として整備するものです。申請地の東側、北側は道路、西側及び南側は宅地です。周囲は入り口部分を除きコンクリートブロックを2段積み＋フェンスを設置し、場内はアスファルト舗装及び砕石敷きとします。雨水は新設U字溝を設置し、集水桝から道路側の雨水本管に接続し、自然浸透と併せて処理します。周囲の農地に支障はありません。ご審議をお願いします。
- 議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。
第2号議案第17号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
(総員挙手)
- 議長 総員挙手と認め、第2号議案第17号については、許可相当と決定します。
- 議長 次に第3号議案『農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について』を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局<第3号議案第36号を朗読>
- 安西健一委員 中和田南小学校から南東に約950mの調整白地3筆です。少なくとも19年以上前から住宅敷地及び駐車場及び道路となっており、現在に至ります。農地性はありません。ご審議をお願いします。
- 議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。
第3号議案第36号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
(総員挙手)
- 議長 総員挙手と認め、第3号議案第36号については、承認と決定します。
- 議長 次に第3号議案第37号を審議します。事務局から説明をお願いします。
- ◆事務局<第3号議案第37号を朗読>
- 北村委員 東俣野中央公園から南西に約50mの農振白地1筆です。昭和35年ごろから宅地として利用されており、現在に至ります。農地性はありません。ご審議をお願いします。
- 安西健一委員 非農地証明の申請理由はこういった経緯でしょうか。
- ◆事務局 非農地に至った経過ですが、この土地は18年前ごろに今の所有者の方が相続をされましたが、土地の売却を不動産会社に相談したところ、地目が畑であることが判明したということです。地目が畑の状態だと、土地の所有権の移転ができないので、今回非農地証明を取って地目を宅地に変えてから売却したいということで非農地証明の申請に至ったということです。
- 議長 ほかにご質問はありませんか。なければ採決を行います。
第3号議案第37号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第3号議案第37号については、承認と決定します。

○議長 次に第4号議案『相続税・贈与税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について』を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局〈第4号議案第80号を朗読〉

○白居委員 野庭ゆりのき公園から北東へ約150mの生産緑地2筆です。斜面地に広がる植木畑及び一部露地野菜を栽培しています。肥培管理は良好です。自宅と兼用のコンクリート進入路は当初より除外しています。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第4号議案第80号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第4号議案第80号については、承認と決定します。

○議長 次に第4号議案第81号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局〈第4号議案第81号を朗読〉

○高橋孝至委員 平戸小学校から北西へ10mの農用地、及び振興地域9筆2団地です。くり、カキなどを栽培しています。肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第4号議案第81号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第4号議案第81号については、承認と決定します。

○議長 次に第4号議案第82号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局〈第4号議案第82号を朗読〉

○白居委員 議案の詳細については根本推進委員から説明します。

○根本推進委員 港南台中央公園から東へ約170mの自宅敷地内の生産緑地2筆です。小松菜、ブロッコリー等の露地野菜、ミカン及び出荷用の芍薬を栽培しています。肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第4号議案第82号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第4号議案第82号については、承認と決定します。

○議長 ここで議事参与の制限により、矢島寛委員にはいったん退室していただきます。
(矢島寛委員 退出)

○議長 次に第4号議案第83号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局〈第4号議案第83号を朗読〉

○北村委員 県立金井高校から南へ約100m、及び南へ約300mの農用地、振興地域の2団地9筆です。稲作のほか、トウモロコシ等露地野菜を栽培しています。肥培

管理は良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第4号議案第83号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第4号議案第83号については、承認と決定します。

○議長 矢島寛委員の入室をお願いします。

(矢島寛委員 入室)

○議長 次に第4号議案第84号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局〈第4号議案第84号を朗読〉

○北村委員 東俣野小学校から北西に約500mの農用地外19筆3団地です。ハウレンソウや小松菜などの露地野菜を中心に栽培しています。肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第4号議案第84号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第4号議案第84号については、承認と決定します。

○議長 ここで議事参与の制限により、安西八幸委員にはいったん退室していただきます。

(安西八幸委員 退室)

○議長 次に第4号議案第85号を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局〈第4号議案第85号を朗読〉

○高橋孝至委員 県立上矢部高校から南へ約50m、及び西へ約100mの生産緑地16筆2団地です。ハウレンソウやジャガイモ、サトイモ等露地野菜を主に栽培しています。肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第4号議案第85号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第4号議案第85号については、承認と決定します。

○議長 安西八幸委員の入室をお願いします。

(安西八幸委員 入室)

○議長 次に第5号議案『相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について』を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局〈第5号議案戸13-15を朗読〉

○矢島委員 県立金井高校から北へ約200m、及び南東へ約900mの振興地域及び

農用地2団地9筆です。ウメやクリを栽培しており、肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第5号議案戸13-15について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第5号議案戸13-15については、承認と決定します。

○議長 次に第5号議案戸13-17を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第5号議案戸13-17を朗読>

○矢島委員 議案の詳細については小宮推進委員から説明します。

○小宮推進委員 環状4号線田谷橋の交差点から北東へ約100m、北西へ200m、国道1号線原宿交差点から南東へ約400mの農用地及び振興地域の3団地14筆です。稲作やサトイモ、ホウレンソウ、ゴボウ等露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第5号議案戸13-17について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第5号議案戸13-17については、承認と決定します。

○議長 次に第5号議案戸13-21を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第5号議案戸13-21を朗読>

○北村委員 議案の詳細については小宮推進委員から説明します。

○小宮推進委員 汲沢中学校から東に約150mの農用地外10筆3団地です。収穫体験農園のほか、ホウレンソウなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。ご審議をお願いします。

○議長 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。

第5号議案戸13-21について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第5号議案戸13-21については、承認と決定します。

○議長 次に第6号議案『特例農地の貸付の承認について』を審議します。事務局から説明をお願いします。

◆事務局<第6号議案第8号を朗読>

○臼居委員 小山台中学校から北東へ約320mの農用地1筆。既存の8区画の認定市民菜園を新たに、1区画21.6㎡を4区画整備して拡張するもので、管理は開設者本人が行います。ご審議をお願いします。

○安西健一委員 事業計画書で変更後2年間から1年になっていますが、賃料はそれぞれ1年間の金額ということか。

◆事務局 1年の金額です。

○議長 ご質問はありませんか。なければ採決を行います。

第6号議案第8号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

(総員挙手)

○議長 総員挙手と認め、第6号議案第8号については、承認と決定します。

○議長 次に議案書の報告事項について事務局から説明をお願いします。

◆事務局 報告事項第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

◆事務局 報告事項第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出受理について

◆事務局 報告事項第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について

◆事務局 報告事項第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

○議長 報告事項について、ご意見等がありましたらお願いします。

○議長 ご意見等がないようでしたら、その他情報提供・事務連絡を事務局からお願いします。

◆事務局 『人・農地プランについて』

◆事務局 『横浜チャレンジファーマーの参入概要について』

◆事務局 『かながわ農業サポーターの参入概要について』

◆事務局 『法令順守の申し合わせ決議の確認について』

その他情報提供・事務連絡を行う。

○議長 以上で、すべての事項を確認しました。全体をとおして、ご意見・ご質問はありませんでしょうか。

○議長 ご意見がないようでしたら、これをもちまして第19回総会を閉会といたします。

閉会 午後3時43分

6 会議に出席した関係者の氏名
別添出欠状況表のとおり

7 その他議長において必要と認める事項
なし

議決事件及び審議結果

議案事件			審議結果	摘要
第1号議案	農地法第3条の規定に基づく許可申請 に対する処分について	15号	許可	
第2号議案	農地法第5条の規定に基づく許可申請 に対する意見決定について	16号 17号	許可相当 許可相当	
第3号議案	農地法の適用を受けない土地に係る運用 指針に基づく非農地証明について	36号 37号 38号	承認 承認 承認	
第4号議案	相続税の納税猶予に関する引き続き農業 経営を行っている旨の証明について	80号 81号 82号 83号 84号 85号	承認 承認 承認 承認 承認 承認	
第5号議案	相続税の納税猶予に係る特例適用農地 当の利用状況の確認について	戸13-15 戸13-17 戸13-21	承認 承認 承認	
第6号議案	特例農地貸付けの承認について	8号	承認	

令和4年1月25日開催 第19回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	北村 裕	会長	出席	議長
2	高橋 功	会長職務代理者	出席	
3	矢島 寛	連合会理事	出席	
4	鈴木 宏		出席	
5	臼井 喜代志		出席	
6	森 雅 則		出席	
7	安西 八 幸		出席	
8	高橋 孝 至		出席	
9	横山 重 雄		出席	
10	福本 清		欠席	
11	野渡 リツ子	連合会理事	出席	
12	奥村 玄		出席	
13	青木 司 光	連合会理事	出席	議事録署名人
14	安西 健 一	連合会理事	出席	議事録署名人

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	内田 克 己		出席	
2	金子 秀 喜		出席	
3	小宮 藤 正		出席	
4	安西 勤		出席	
5	相澤 藤 雄		出席	
6	田中 豊		出席	
7	間邊 巖	連合会理事	出席	
8	根本 和 正		出席	
9	門倉 和 美	連合会理事	出席	
10	遠藤 誠 次		出席	
11	高田 芳 明		出席	

会議に出席した関係者の氏名

南西部農業委員会事務局 綿貫所長、本橋係長、小林事務職員、福士技術職員、山内技術職員、
鈴木事務職員、山本（玲）事務職員、山本（優）事務職員

南部農政事務所 澤事務職員

環境活動支援センター 木下

神奈川県横浜川崎地区農政事務所 安井